

# J R 四国労組自動車支部ニュース

2019年8月27日(No.14/1)

発行責任者/大谷 清

編集責任者/幸 大

## 総合労働協約改訂等 交渉開始!

J R 四国労組は本日、申第4号「総合労働協約改訂等」及び申第5号「2019年度準組合員（契約社員）の賃金引き上げ」について団体交渉を開催し、組合側の要求実現に向けて主旨説明を行った。

### 【組合側の主旨説明】

ジェイアール四国バスを取り巻く経営環境は、LCCをはじめとする他交通機関との競争激化や軽油価格の変動など、依然先行き不透明な状況が続いている。

しかしながら、J R 四国労組は「明るく働きがいのある職場づくり」の観点から、職場の活性化と勤労意欲の高揚を図るため、総合労働協約の改訂による労働条件改善は極めて重要であると認識している。

以上の主旨を踏まえ、総合労働協約改訂等について下記のとおり申し入れる。

### <組合からの申し入れ>

#### [申第4号]

#### 【労働条件に関する協約】

##### 〔勤務関係〕

- 1 労働時間短縮についての実施計画を明らかにされたい。
- 2 当面、年間休日を107日にされたい。
- 3 自動車乗務員の一日平均労働時間を短縮されたい。
- 4 新規採用時の年休付与日数を増やされたい。
- 5 次の各項目について、保存休暇の使用範囲とされたい。
  - (1) 退職日の1ヶ月以内の必要な日
  - (2) 昇職・昇格試験の必要な日
- 6 私傷病により保存休暇の適用を受ける場合は、欠勤継続日数に関係なく適用とされたい。
- 7 有給休暇に次の項目を加えられたい。
  - (1) 厚生労働省や医師などの指導により、隔離の状態となった場合
  - (2) 国及び公共団体等が行うボランティア活動に参加する場合
  - (3) 勤続20年に達した組合員のリフレッシュのための日
  - (4) 看護休暇及び介護休暇
- 8 忌引きによる休暇において、姻族一親等直系尊属（父母）の葬祭執行の際に「喪主」となる場合は、血族に準じて取り扱われたい。
- 9 育児・介護休職取得時における昇給の取り扱いを改善されたい。
- 10 育児休職、育児短時間勤務及び子を養育する場合の保存休暇適用の年齢条件を「小学校の就学の始期に達するまで」に引き上げるとともに、看護休暇適用の子の年齢条件を「小学校3年まで」に引き上げられたい。
- 11 永年勤続者に対する表彰制度を明確化されたい。
- 12 深夜帯の実乗務時間を3時間以上含む場合はすべて2人乗務とされたい。

# J R 四国労組自動車支部ニュース

2019年8月27日(N o 14 / 2)

発行責任者 / 大谷 清

編集責任者 / 幸 大

## 〔賃金関係〕

- 13 第111条 別表5にある年令給表の見直しをされたい。
- 14 第112条 別表6にある職能給表の見直しをされたい。
- 15 第132条 家族手当に定める3人目以降の子の支払額を増額されたい。
- 16 第135条 自動車等で通勤する場合の支払額を増額されたい。
- 17 第136条 第2号 持ち家住宅手当を増額されたい。
- 18 第140条 デスク手当 別表9に定める運転係(指導運転士等)の支払額を拡大されたい。
- 19 第147条の2 長時間行路手当は13時間を超える時間ではなく、行路の拘束時間すべてに支給されたい。
- 20 第165条に定める別居手当の月額を増額されたい。
- 21 宿泊手当を新設されたい。

## 〔安全及び衛生関係〕

- 22 交替運転者の配置基準にある「距離による考え方」の適用において、回送を含めた1日の走行距離の上限を600kmとされたい。
- 23 定期健康診断受診は、勤務時間とされたい。
- 24 睡眠時無呼吸症候群(SAS)の治療費を会社負担とされたい。
- 25 紫外線を透過させない効果のある眼鏡の使用を認められたい。

## 〔福利・厚生関係〕

- 26 人間ドックの補助金給付対象年齢を引き下げられたい。
- 27 社員割引の回数制限を拡大されたい。

## 〔諸制度関係〕

- 28 昇職・昇格試験の二次試験については勤務とされたい。
- 29 年金満額支給開始年齢まで、組合員(社員)として勤務できる制度を併設されたい。

## 【準組合員】

### 〔勤務関係〕

- 1 無期雇用契約転換者に対する制度全般について改善されたい。
- 2 忌引休暇日数や生理休暇等の有給適用やその日数、また各種制度や手当等の支払額において、組合員(社員)と差があるものについては同一とされたい。
- 3 定年退職再雇用者に対する勤務は、1日平均労働時間を短縮した行路の新設や他系統職種の開拓など、選択肢の拡大を図られたい。

## 〔申第5号〕

### 「2019年度準組合員(契約社員)の賃金引き上げ」について

- 1 契約社員(月給・日給適用者)の契約基本賃金を、一人あたり3%の原資をもって引き上げられたい。
- 2 契約社員(時給適用者)の時間給額を、一人あたり40円引き上げられたい。
- 3 実施日は2019年10月1日とされたい。

# JR四国労組自動車支部ニュース

2019年8月27日(No.14/3)

発行責任者/大谷 清

編集責任者/幸 大

## 《主な交渉内容》

### 【組合側】

- ☆ 組合員は日々「安全・安心輸送」を第一義に収入の確保に取り組むとともに、事業計画を共有し、各種効率化施策にも協力してきた。この間の組合員の懸命な努力に応えるべく、諸制度の改善を強く求める。
- ☆ モチベーションの向上を図り、さらなる勤労意欲高揚のためにも年令給及び職能給の改善は必要と考える。特に55歳以降の年令給については、業務内容、責任度合い等を勘案し改善を図るよう強く要請する。
- ☆ 永年勤続者表彰については、早急に具体的内容、実施時期等を明確にすべきである。
- ☆ 育児休職取得時における昇給の取り扱い改善、育児に関する諸制度の子の年齢条件の引き上げ、3人目以降の子の家族手当増額など、会社としても子育て支援に取り組むべきである。
- ☆ 安全面及び目の病気を予防するためにも「紫外線を透過させない機能のある眼鏡の使用」について前向きに検討すべきである。
- ☆ 準組合員の労働力は大きいものがある。組合員同様に賃金改善及び、諸制度の改善を図るべきである。

### 【会社側】

- ★ 職能給及び年令給の改善は検討課題であると認識しているが、原資が必要となることから現時点での見直しは困難である。
- ★ 永年勤続者表彰については、現在、具体的内容等について検討している。
- ★ 紫外線から目を守るための保護具であるという貴側の主旨は理解する。しかし、紫外線対策の機能の有無に関わらずレンズに着色（色の種類や濃淡に関わらず）した眼鏡の使用は認めていない。お客様に与える印象等を勘案し、現行の取り扱いを見直す考えはない。
- ★ 当社を取り巻く環境は、他交通機関との競争激化や軽油価格の変動等により決して楽観視できるような状況にはないが、その他、貴側から申し入れのあった要求項目については、会社の体力、社会的すう勢、要求主旨等を勘案し、今後検討していきたい。

# J R 四国労組自動車支部ニュース

2019年8月27日(N o 14 / 4 終)

発行責任者 / 大谷 清

編集責任者 / 幸 大

なお「総合労働協約改訂等」及び「準組合員の賃金引き上げ」についての交渉終了後、「社員登用試験の受験資格の特例扱い」について会社より説明があった。

内容は、「社会的に職業運転手の人手不足の情勢は今後も厳しさが想定される。当社における運転係の確保を勘案し、比較的短期に社員登用試験受験の受験機会を提供し、人材の確保、就業の定着をねらいとして、現行は登用を行う4月1日時点で1年6箇月以上あることとなっている経過年数を、登用を行う4月1日時点で3箇月以上あることに見直す。ただし2020年4月1日登用者選考に係る登用試験の受験資格に限る取扱いとする。」

また、「実施時期は2020年1月1日以降に実施する社員登用試験に適用する。」というものであった。

組合は持ち帰り業務対策委員会を開催し、「諸制度の改善」及び「準組合員の賃金引き上げ」について、引き続き粘り強く交渉を継続していくことを確認するとともに、今回提案があった「社員登用試験の受験資格の特例扱い」については、今後議論を進めることとした。

以 上